

平成25年度
「地域情報化事業導入検討会」
活動成果報告書

2014年 3月
地域情報化事業導入検討会

目次

第1章 検討会の概要	1
1 検討会の目的.....	1
2 設立の背景.....	1
3 実施する事業.....	1
4 体制及び役割分担.....	1
(1) 実施体制	1
(2) 役割分担	2
第2章 本年度の活動の概要	3
1 本年度の取組み方針.....	3
2 活動実績.....	3
3 実施内容.....	4
(1) 中央省庁等の事業情報の調査.....	4
(2) 県内フィールド情報の調査.....	14
(3) 四国ICT推進連絡会.....	15
(4) 公募事業の採択状況.....	16
第3章 今後の取組みについて	17
1 本年度の活動・取組みにおける課題及び反省点について.....	17
2 来年度の活動に向けた取組み方針について.....	17
付属資料	18
1 活動経過.....	18
2 体制図.....	20
3 地域情報化事業導入検討会規約.....	21

第1章 検討会の概要

1 検討会の目的

地域が抱える課題の解決につながる情報システムの導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進することを目的とする。

2 設立の背景

高知県では、平成9年度から産学官が連携を図り、全国に先駆けた情報化への取り組みを実施し、先導的な国等のモデル事業の導入を図ってきた。

しかしながら、その後、他県においても情報化に向けた取り組みが積極的に行われるようになるにつれ、事業の導入が難しくなってきた。また、対象となるシステムの意味あも、実験的なものから、実際に活用される、ニーズに基づいたシステムの構築が求められるようになってきた。

これらに対応するため、平成18年4月に産学官が連携し、「地域情報化事業導入検討会」（以下、「本検討会」という。）が設立された。

3 実施する事業

本検討会の目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- (1) 地域におけるニーズ、課題、特徴的な活動団体等に関する情報収集
- (2) 中央省庁等におけるモデル事業等に関する情報収集
- (3) 新しいICT技術に関する情報収集
- (4) モデル事業等の公募要領に基づく企画提案書の検討
- (5) 事業フィールド等、関係者間の調整

4 体制及び役割分担

(1) 実施体制

本検討会の構成メンバーは、高知県から協力依頼をした高知工科大学、公募により決定した会員企業及び高知県情報政策課とする。

本検討会の実施体制のイメージを図1-4-1に示す。

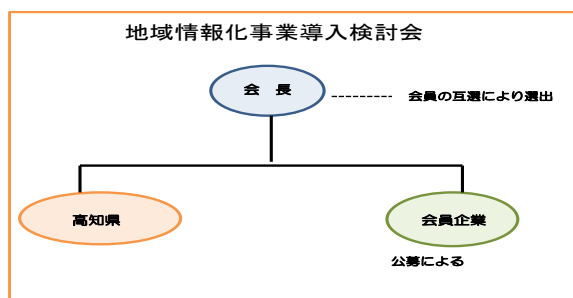


図1-4-1：実施体制イメージ

(2) 役割分担

本検討会での活動を行うにあたり、以下のとおり役割分担を行う。

会長

- ・参考となるICT技術情報等の活用や取組みに関するアドバイス
- ・企画提案を進める際の会員企業、高知県などからの相談に対するアドバイス

高知県（情報政策課）

- ・地域の情報収集、国等予算の情報収集及び会員企業への提供
- ・関連情報の整理やフィールド調整、国等との調整
- ・その他検討会の運営に関わる事務局業務全般

会員企業

- ・会員企業個々の持つネットワークを活用した事業情報の収集
 - ・各会員の得意分野での企画提案協力
- ただし、提案は会員企業の裁量に任せた随時とする

役割分担に合わせた活動イメージを図1-4-2に示す

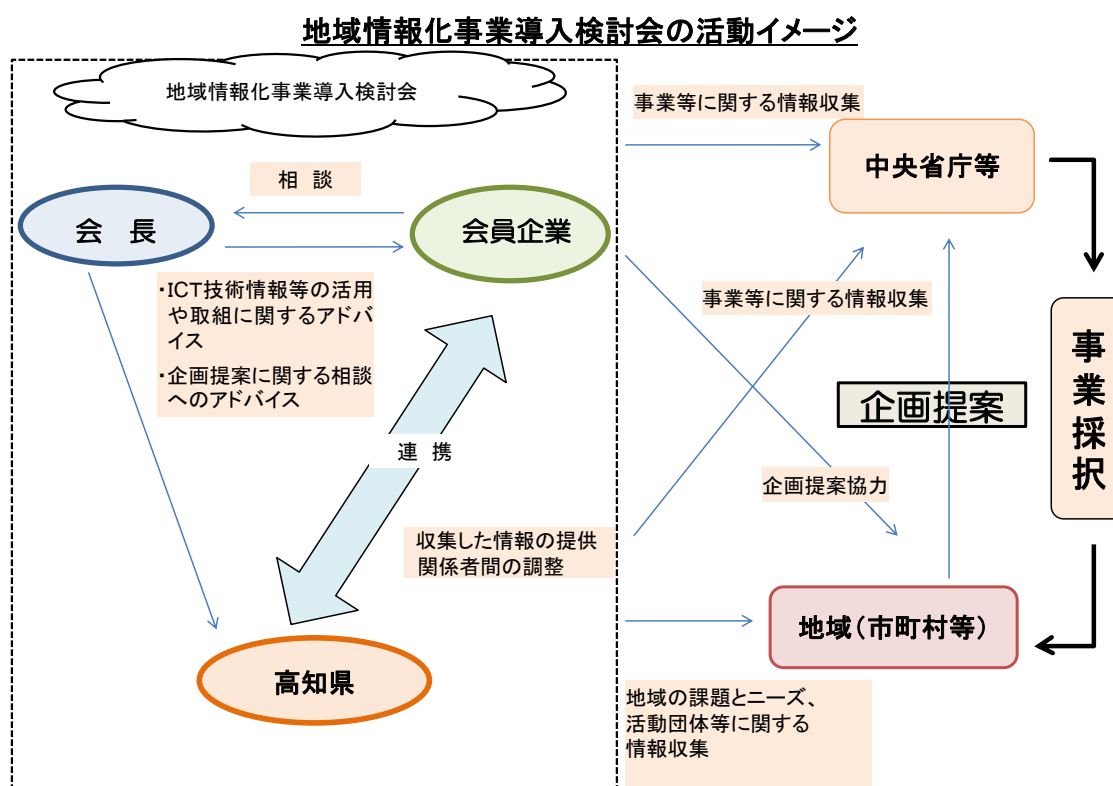


図1-4-2：活動イメージ

第2章 本年度の活動の概要

1 本年度の取組み方針

本検討会の平成25年度の活動は、以下の4点を中心に実施することとした。

- (1) 国等の事業を導入して地域の情報化を推進することにより、地域の活性化や県民生活の利便性向上などを図る。
- (2) 地域のニーズや課題を収集し、その対策として有効かつ効果的なICTの利活用について、国等へ事業提案を行うとともに、予算化に向けた支援を行う。
- (3) 県が重点的に取り組む中山間対策への支援策を検討する。
- (4) 「四国ICT推進連絡会」において、ICTの利活用の支援策の検討及び情報収集を行う。

2 活動実績

- ・平成25年度の活動実績を図2-2-1に示す

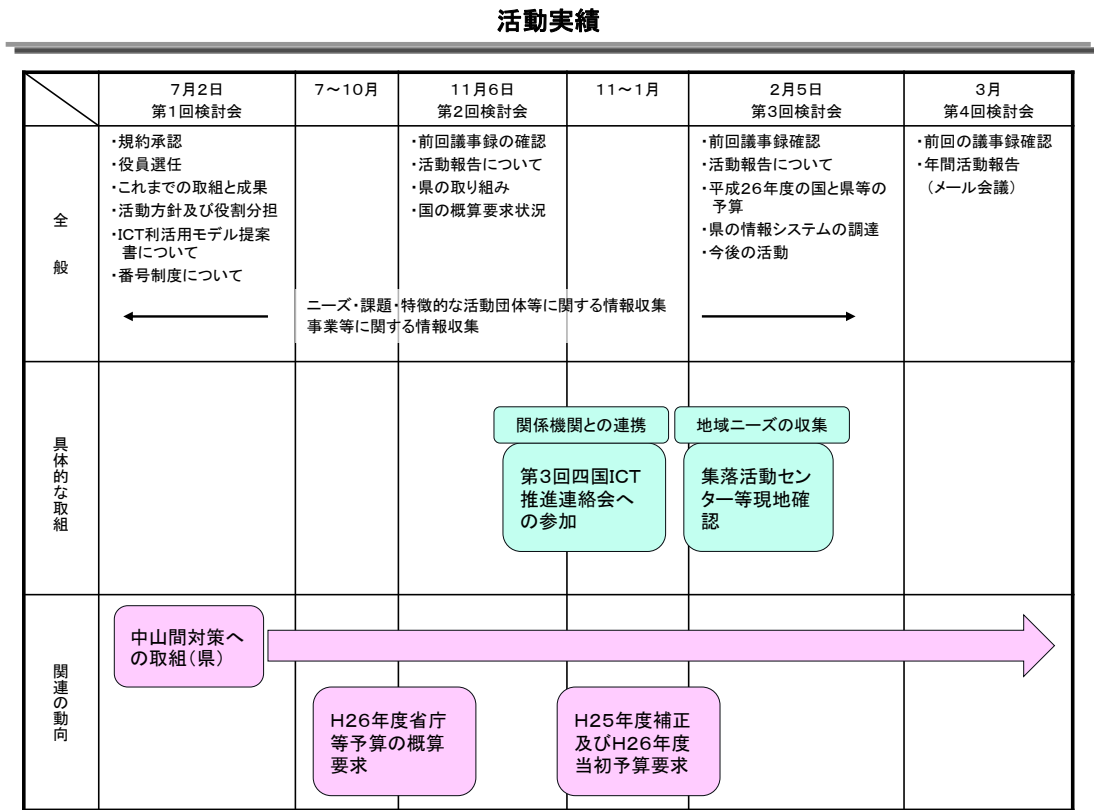


図 2-2-1 : 活動実績

3 実施内容

(1) 中央省庁等の事業情報の調査

本検討会では、各中央省庁等における事業の中から、本県の抱える課題の解決につながる事業の情報収集を行った。

(ア) 総務省の事業

平成25年度当初予算、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算に盛り込まれた施策のうち、本検討会の取組みと合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	情報通信利用環境整備推進交付金（「光の道」整備推進事業）
事業概要	<p>超高速ブロードバンド未整備地域であって、当該地域に条件不利地域（過疎、辺地、山村、離島等）を含む箇所を整備する地方公共団体に対して、事業費の一部を支援する。</p> <p>これにより整備されるインフラの利用を促進するため、医療、健康福祉、教育等の公共アプリケーションの導入を前提とする。</p> <p>2015年を目途に、超高速ブロードバンドの利用可能率を100%とすることを目標とする。</p>
事業主体	市町村又はその連携主体
補助率	3分の1、離島については3分の2
予算額	8億円（平成25年度） <参考>5.1億円（平成26年度当初）
担当部局	総合通信基盤局 高度通信網振興課
イメージ	<p>ブロードバンドの普及促進・利用環境の整備</p> <p>■ 超高速ブロードバンド基盤の整備の推進 超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置き、その基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部支援等を実施。</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の整備推進</p> <p>情報通信利用環境整備推進事業のイメージ</p> <p>（電気通信事業者の局舎） 公共施設（学校、医療機関等） 超高速ブロードバンド （無線も活用） 一般世帯</p> <p>現状 約99.4% → 2015年頃目途 100%</p>
備考	<p>※離島海底光ファイバ等整備事業 8億円（平成25年度補正）</p> <p>地方公共団体が離島の超高速ブロードバンドを実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、費用の一部を支援する。（補助率3分の2）</p>

事業名	地域 I C T 強靱化事業
事業概要	<p>東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、公衆無線LANの整備やネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような情報通信環境を構築する。</p> <p>① 防災情報ステーション等整備事業</p> <p>耐災害性の高い公衆無線LAN等の機能を有する防災情報ステーションの避難所への整備等を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助する。</p> <p>② 地域公共ネットワーク等整備事業</p> <p>災害時の通信・放送網遮断等を回避するため、ネットワークの強靱化や、災害放送実施体制の強化等を行う地方公共団体に対し、整備費用の一部を補助する。</p>
事業主体	<p>① 地方公共団体及び三セク</p> <p>② 地方公共団体、三セク、民間放送事業者及び一般社団法人</p>
補助率	地方公共団体 2 分の 1、三セク等 3 分の 1
予算額	21.3 億円（平成 25 年度補正）
担当部局	<p>① 情報流通行政局 地域通信振興課</p> <p>② 情報流通行政局 地域通信振興課（CATV 案件以外）</p> <p>情報流通行政局 衛星・地域放送課（CATV 案件）</p>
イメージ	<p>イメージ図</p> <p>地方公共団体</p> <p>災害関連情報</p> <p>災害情報配信機能</p> <p>避難指示・勧告 近隣自治体情報 河川情報 放射線情報 道路交通情報 協定企業情報 等...</p> <p>既存メディア</p> <p>県域放送 CATV ラジオ・コミュニティFM 携帯電話・メール パソコン (インターネット)</p> <p>無線 LAN</p> <p>公衆無線LAN アクセスポイント (防災情報ステーションを含む)の整備</p> <p>既存メディアに加え、無線LANを使った情報発信で耐災害性を向上</p> <p>住民</p> <p>スマートフォン タブレット端末</p> <p>〇防災情報ステーションは、地域のニーズに応じ、必要最小限の機能を実装できるようにすることを想定。 〇整備した公衆無線LAN等は、災害時のみでなく、住民や観光客等による平時の利活用も推進。 〇公衆無線LANと同時に整備する場合に限り、災害情報配信機能の整備費についても補助対象となり得る。</p> <p>【イメージ図（地域公共ネットワークの多重化）】</p> <p>支所</p> <p>学校・福祉所</p> <p>不行会</p> <p>砂災害による断線</p> <p>津波・火災等による断線</p> <p>津波・洪水等による断線</p>
備考	

事業名	災害に強いG空間シティの構築
事業概要	<p>【施策概要】</p> <p>○準天頂衛星システムによる測位精度の向上や、スマートフォンの普及等により、G空間とICTの利用環境が大きく変化。これらの活用により、革新的なサービスや防災対策の強化が促進され、経済の成長力の底上げや国土強靱化に貢献。</p> <p>○また、東日本大震災の経験を踏まえた災害に強い街づくりの実現、地域経済の活性化、雇用創出等、地域が抱える課題を解決するため、ICTを活用した新たな街づくりを早期に実現することが必要。</p> <p>【具体的取組】</p> <p>○G空間情報の利活用を促進し、経済の成長力の底上げ及び国土の強靱化を図るため、準天頂衛星等によるG空間情報を利用した避難誘導や新産業創出のための実証を実施。</p> <p>○ICTを活用した新たな街づくりの普及展開に向けた共通プラットフォーム（共通IDの活用等により複数分野における多種多様なデータの連携・利活用等を可能にする仕組み）実現のための実証を実施。</p> <p>○共通プラットフォームの実現に不可欠な共通IDとして、民間利用が可能となる公的個人認証サービスを活用し、より利便性の高い住民サービスを提供するための実証を実施。</p>
事業主体	地方公共団体、民間企業等への委託・請負事業として実施
予算額	24億円の内数（平成25年度補正）
担当部局	情報流通行政局 地域通信振興課
備考	

事業名	平成 25 年度 I C T 街づくり推進事業
事業概要	<p>【事業の概要】</p> <p>地域活性化や雇用の創出等、地域が抱える複合的な課題解決のため、I C T を活用した新たな街づくりの成功モデルや共通プラットフォームの実現、国内外への普及展開に向けて、以下の事業を総務省の委託事業として実施</p> <p><公募する事業></p> <p>(1) 平成 24 年度「I C T 街づくり推進事業」の成果の普及展開に関する事業</p> <p>①ー a 平成 24 年度「I C T 街づくり推進事業」の成果を協力・連携して広く普及展開していくためのプラットフォーム形成事業</p> <p>○提案主体：ア 平成 24 年度事業の成果を有する地方公共団体を含む複数の地方公共団体の共同提案</p> <p>イ 平成 24 年度事業の成果を有する地方公共団体を含む複数の地方公共団体を主たる提案者とする、民間法人、独立行政法人、大学等との共同提案</p> <p>○委託金額：1 提案あたりの提案額について特段の上限は定めない</p> <p>②ー b 平成 24 年度「I C T 街づくり推進事業」の成果の普及展開に向けた案件形成調査事業</p> <p>○提案主体：地方公共団体</p> <p>○委託金額：1 提案あたり 2,000 万円以下</p> <p>(2) 大都市圏での大規模広域災害に備えるための医療機関と連携した防災・減災アプリケーションの先進モデル化事業</p> <p>○提案主体：ア 地方公共団体</p> <p>イ 地方公共団体を主たる提案者とする、民間法人、独立行政法人、大学等との共同提案</p> <p>○委託金額：1 提案あたり 1 億円以下</p>
予算額	24 億円の内数（平成 25 年度補正）
担当部局	情報通信国際戦略局 情報通信政策課
備考	

事業名	先導的教育システム実証事業
事業概要	<p>教育分野におけるICT化の全国展開を促進するため、学校・家庭をシームレスに繋ぐ教育・学習環境を実現する教育・学習環境を実現する教育ICTシステムの実証研究を実施。多様な端末から利用可能な低コストの普及モデルの技術的標準化を行うことにより、導入コストの削減を実現。</p>
事業主体	検討中
予算額	5.5億円（平成26年度）
担当部局	情報流通行政局 情報通信利用促進課
イメージ	
備考	

事業名	過疎地域等自立活性化推進事業
事業概要	<p>過疎市町村等が行う先進的・独自性・創造性のあるソフト事業を幅広く支援するための交付金事業</p> <p>具体的には、産業振興（スモールビジネス振興）、生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進等のソフト事業が対象</p> <p>○1 事業あたり 1,000 万円を交付</p>
事業主体	過疎地域市町村等
予算額	22.3 億円（平成 25 年度補正：13 億円、平成 26 年度 9.3 億円）
担当部局	自治行政局 過疎対策室
イメージ	<p>○ 事業イメージ図</p> <p>事業提案書を提出（地方公共団体→総務省）</p> <p>申請</p> <p>実践者等を構成員とした評価委員会が事業審査（目利き）し、その結果を参考に決定</p> <p>交付</p> <p>過疎地域における喫緊の諸課題に対応した取組</p> <p>ヒアリング・アンケート等 → 課題の把握・整理 → 対応策の検討 → 実証実験 → 報告書</p> <p>成果</p> <p>過疎地域における諸課題の解決</p>
備考	

(イ) 財団法人地方自治情報センターの事業

財団法人地方自治情報センターが実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について、検討を行った。

事業名	自治体クラウド・モデル団体支援事業
事業概要	自治体クラウドを促進するため、クラウド化に取り組むモデル団体を選定し、その取組み過程や成果事例を通じて、クラウド化への移行に係る諸問題を明らかにし、その解決手段等を示すことにより、クラウド化への取組みを容易にするとともに、開発関係経費等の初期費用の負担軽減を図るため事業を実施する。 ※自治体クラウド：クラウドコンピューティング技術等を活用して、地方公共団体の基幹系業務システムを複数団体にて共同利用すること、と定義
事業主体	基幹系業務システムの共同利用の実運用等に向け自治体クラウドの構築に取り組む市町村 複数市町村でグループを形成し、代表となる市町村が提案
助成金	1グループの上限を、3,000万円とし、4グループに助成
助成期間	当該団体の事業が平成26年度以降にまたがる場合であっても平成25年度に係る経費のみが助成の対象となる。
備考	

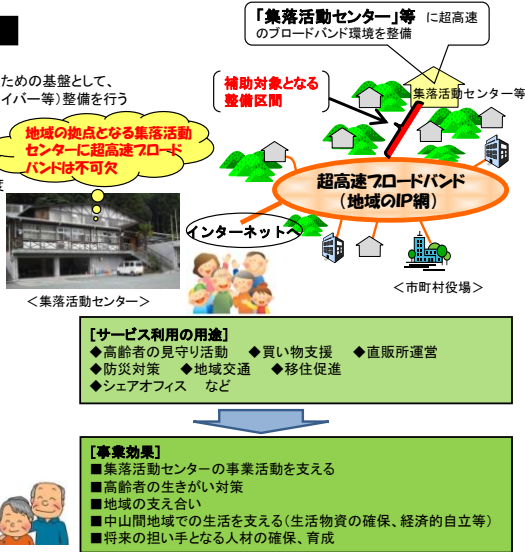
(ウ) 財団法人地域活性化センターの事業

財団法人地域活性化センターが実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	公共スポーツ施設等活性化助成事業
事業概要	<p>公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するためにその管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うことを目的として助成事業を行い、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する。</p> <p>①システム整備事業</p> <p>助成対象施設の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うもの。</p> <p>②ソフト事業</p> <p>システム整備事業に付随し実施される、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業又は健康増進に資するためのソフト事業</p>
事業主体	市区町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
助成金	上限 500 万円 (システム整備事業とソフト事業を併せて実施する事業を含む。ただし、その場合のソフト事業については 100 万円を上限とする)
助成期間	助成金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。
備考	<p>【事業のポイント】</p> <p>「システム整備事業」については、次のような事項について、創意工夫を凝らした管理運営を行うことにより、地域住民の利便性の向上、利用者数の増大、利用率の向上等に資するものを想定</p> <p>(1) 公共スポーツ施設の予約システム導入による利便性・利用率の向上</p> <p>(2) 広域的な施設間のネットワーク化・施設情報の提供等による利用率の向上</p> <p>(3) 利用料支払方法の簡便化(券売機、交通系 IC カード等)による利便性の向上</p> <p>(4) 入館管理システム導入による施設利用ポイント制度を活用した利用者数の向上</p> <p>【助成の対象外となる施設】</p> <p>公民館、コミュニティセンター、文化会館等の文化施設</p>

(エ) 高知県の事業

高知県が実施する事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	高知県中山間地域等情報通信基盤整備事業（高知県情報政策課）					
事業概要	<p>中山間地域における集落の維持、再生に向けた取組を進めていくための基盤として、集落活動センターやシェアオフィスへ超高速ブロードバンド（光ファイバー等）整備を行う市町村に対して補助する。</p> <p>【中山間地域等情報通信基盤事業費整備事業】</p> <p>補助対象：集落活動センターやシェアオフィスまでの情報通信基盤（超高速ブロードバンド）の整備</p>					
事業主体	市町村					
補助率	2分の1以内 予算額 2,200万円（平成25年度）					
担当部局	高知県文化生活部情報政策課					
イメージ	<p>【情報政策課】 高知県中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金の概要</p> <p>< 平成25年度中山間対策関連予算 > - 超高速ブロードバンドの整備 -</p> <p>◆中山間地域等情報通信基盤整備事業費</p> <p>【事業内容】 中山間地域における集落の維持、再生に向けた取組を進めていくための基盤として、集落活動センターやシェアオフィスへ超高速ブロードバンド（光ファイバー等）整備を行う市町村に対して補助する。</p> <p>【予算額】 22,000千円（－） 超高速ブロードバンドが未整備の集落活動センター（H24～25年度設置予定） 2箇所程度</p> <p>【補助対象】 集落活動センターやシェアオフィスまでの情報通信基盤（超高速ブロードバンド）の整備</p> <p>【補助スキーム】 (1)市町村が事業主体となって整備 【公設】 例：過疎債を充当 → 県補助率：1/2</p> <table border="1" data-bbox="459 1294 837 1361"> <tr> <td rowspan="2">県補助 (50%)</td> <td colspan="2">過疎債 (50%)</td> </tr> <tr> <td>交付税措置 50% × 70% = 35%</td> <td>市町村負担 (15%)</td> </tr> </table> <p>超高速ブロードバンド：下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンド</p>  <p>【サービス利用の用途】 ◆高齢者の見守り活動 ◆買い物支援 ◆直販所運営 ◆防災対策 ◆地域交通 ◆移住促進 ◆シェアオフィス など</p> <p>【事業効果】 ■集落活動センターの事業活動を支える ■高齢者の生きがい対策 ■地域の支え合い ■中山間地域での生活を支える（生活物資の確保、経済的自立等） ■将来の担い手となる人材の確保、育成</p>	県補助 (50%)	過疎債 (50%)		交付税措置 50% × 70% = 35%	市町村負担 (15%)
県補助 (50%)	過疎債 (50%)					
	交付税措置 50% × 70% = 35%	市町村負担 (15%)				
備考						

事業名	高知県集落活動センター推進事業（高知県中山間地域対策課）
事業概要	<p>人口減少や高齢化が進む本県において、集落機能の維持や地域活動の担い手確保等の課題を抱える集落が、集落同士の連携等により地域の再生や自立の仕組みづくりを行う取り組みの促進を図り、中山間を支える絆のネットワークを構築するための経費に対して補助する。</p> <p>【集落活動センター整備事業】</p> <p>地域の課題解決に向けて取り組む集落活動センターの初期投資に係るハード又はソフト事業</p> <p>②□ハード事業：拠点となる施設の整備や改修、機械設備や車両の購入等</p> <p>③ ソフト事業：集落活動センターで実施する事業に必要な経費（維持管理経費を除く）</p>
事業主体	市町村及び集落、地域団体、NPO法人等
補助率	市町村事業費の2分の1以内
補助限度額	1箇所あたり 30,000千円 ※補助対象期間3年度内で、補助金の合計金額が30,000千円を超えないものとする。
担当部局	高知県産業振興部中山間地域対策課
備考	

事業名	高知県中山間地域等シェアオフィス利用推進事業（高知県新産業推進課）
事業概要	<p>中山間地域等の豊かな環境及び遊休施設等を利用した中山間地域等シェアオフィスの取組を支援するため、補助事業者に対して補助金を予算の範囲内で交付することで新規創業等を促進し、雇用の場の創出、移住の促進、交流人口の拡大等につなげ、中山間地域等の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 定着型（新規創業、SOHO事業等、サテライト事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所運営事業 <ul style="list-style-type: none"> オフィス賃借料、通信回線使用料、事務機器等リース料、経営者を含む従業員の能力開発に係る経費 ・事業所開設事業 <ul style="list-style-type: none"> 情報通信機器及び事務用品等購入経費、市場調査費、印刷費等 ・新規雇用奨励事業 <p>(2) 短期滞在型（サテライト事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所運営事業 <ul style="list-style-type: none"> オフィス賃借料、通信回線使用料
事業主体	中山間地域等シェアオフィスにおいて、原則として3年以上の事業活動を計画し、新規創業、第二創業等の事業所及びサテライト事業所を開設するため、中山間地域等シェアオフィスの運営者から入居を許可された事業者（個人事業者を含む）
担当部局	高知県商工労働部新産業推進課
備考	

(2) 県内フィールド情報の調査

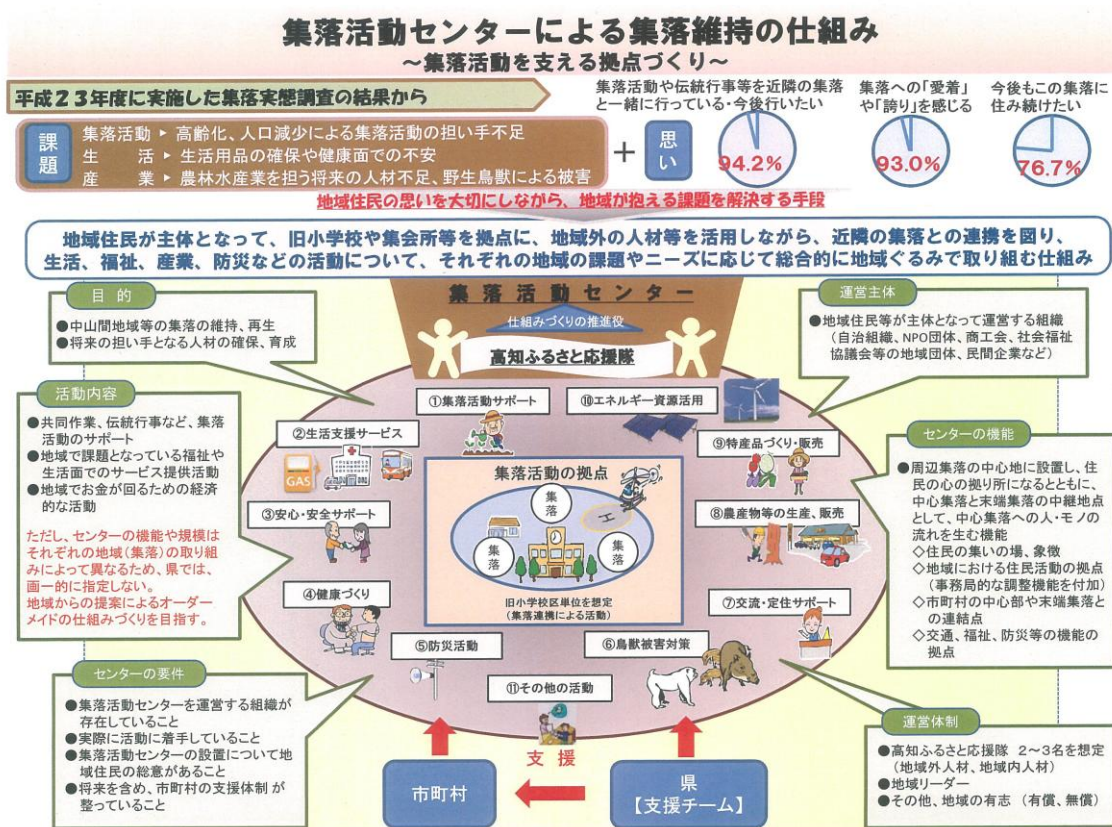
地域の課題等の情報を収集し、本検討会からの事業提案を検討するため、県が重点的に取り組んでいる中山間対策の一つとして、平成24年度から10年間で130ヶ所開設予定となっている集落活動センターについて、平成24、平成25年度開設地区（開設予定地区含む）を現地確認し、今後、取り組んでいきたい活動内容など、ニーズの確認や事業の進捗状況などの確認を行った。

また、市町村や関係団体に対し、本検討会の活動（支援）内容について周知・広報するとともに、検討会会員に対し、国等の事業の公募に合わせてメール等で情報提供を行った。

(ア) 地域の課題・ニーズについて

「集落活動センターの取組み」

平成23年度に実施した集落調査で明らかになった様々な課題を解決するための手段の一つとして集落の支え合い活動の拠点づくりとしての取組み。



(イ) ICT利活用モデル提案書について

南国市から平成24年度にAPPLIC（一般財団法人全国地域情報化推進協会）の支援事業で作成した「情報化計画の策定を支援するためのICT利活用モデルの提案書」の内容説明があった。

このモデル提案書は、課題を①福祉・保健、②防災、③教育、④観光、⑤農業の分野に分け、それぞれ解消策等が示されており、県内の他市町村でも活用できる内容となっている。

(ウ) 番号制度について

番号制度の概要や市町村等への影響、今後のスケジュール等説明を受ける。

(3) 四国ICT推進連絡会

平成24年1月に設立された「四国ICT推進連絡会」は、四国の情報通信関係機関17団体がICTの利活用や情報通信政策についての情報を交換する連絡会であり、「地域情報化事業導入検討会」は、高知県部会として位置付けられている。

当該連絡会と連携し、先進的なICTの利活用策の検討や情報収集を行っていくこととする。

四国ICT推進連絡会の組織

四国ICT推進連絡会（親会）

【目的】

連絡会は、四国全域におけるICTの利活用及び超高速ブロードバンド整備を推進するため、国、地方自治体、電気通信事業者等が協働して、具体的な方策や取り組みについて検討する

【役割】

- 1 四国におけるICT利活用（電波の利活用含む）を推進するための支援、方策検討を行う
- 2 （全国レベルの推進体制が示す方向性を踏まえ）四国における超高速ブロードバンド整備に向けた支援、方策検討を行う
 - ・ 四国管内におけるブロードバンド整備状況・整備計画の把握
 - ・ 四国の実情等を考慮した超高速ブロードバンド整備方策の検討

【構成】

会 長：情報通信部長

構 成：四国総合通信局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、e-とくしま推進財団、かがわ情報化推進協議会、愛媛県IT推進協会、地域情報化導入検討会（高知県）、

（ほか、各県自治体、電気通信事業者、日本ケーブルテレビ連盟四国支部、関係団体等、参加を希望する団体）

事務局：四国総合通信局 電気通信事業課 情報通信振興課 企画調整課

徳島県部会

香川県部会

地域部会

愛媛県部会

高知県部会

【役割】 連絡会の示す取り組み方向性を踏まえ、地域における次に掲げる事項について取り組む

- 1 地域の実情等を考慮したICT利活用（電波の利活用含む）を推進
- 2 地域の実情等を考慮した超高速ブロードバンド整備を推進
 - ・ブロードバンド整備状況・整備計画の把握
 - ・超高速ブロードバンド整備のため支援や取組を検討

【構成】

部会長：各県情報政策担当課長補佐等

部会員：四国総合通信局、県、各県関係団体、参加を希望する市町村、電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者、（各県の事情に応じ、部会員の構成は各県が検討する）

事務局：各県情報政策担当課、四国総合通信局

(4) 公募事業の採択状況

平成25年度に本検討会会員が提案書の作成支援を行った事例はなし。

第3章 今後の取組みについて

1 本年度の活動・取組みにおける課題及び反省点について

本検討会では、平成18年度の立ち上げ以降、全額国費等のICT利活用事業を、市町村などが導入することを支援してきた。しかしながら、事業仕分けや、東日本大震災の復興対策などの影響もあり、それまで活用してきた国等の事業も廃止されたため、それまでと同様の事業展開を続けることが困難となっている。

平成24年度から、国の事業だけではなく、県が重点的に取り組んでいる中山間対策や防災対策などの事業への提案なども検討しているが、地域の課題等の情報収集が進まないことと、集落活動センターの取組みも具体的な活動が決まらないこともあり、平成25年度は、本検討会会員による提案書の作成支援には至らなかった。

今後も引き続き、国等の事業の導入に加え、県の政策とも連携した事業の提案など、本県が抱える様々な課題の解決に向けた新たな取組みの検討を行っていくことが必要であると考えられる。

2 来年度の活動に向けた取組み方針について

高知県では、平成23年度に実施した集落調査の結果を受けて、中山間対策に重点的に取り組んでいるところである。平成24年度から平成25年度にかけて、県内に13カ所の集落活動センターを設置予定であり、今後も10年間で130カ所設置することとしている。今後、見守り支援や移動手段の確保に向けた取組みなどが展開される予定であることから、引き続き本検討会では、こうした事業の推進に有効かつ効果的なICTを利活用した事業提案を、国の事業の情報収集も行いながら検討していくこととする。

また、市町村等に対して本検討会の取組みの周知活動を強化し、地域の課題・ニーズ等に関する情報収集に努める。

付属資料

1 活動経過

第1回地域情報化事業導入検討会

- ・日 時：平成25年7月2日（火）15:00～16:50
- ・場 所：高知会館 3F 平安の間
- ・出席者：高知工科大学、株式会社インフォマティクス、株式会社STNet
カシオ計算機株式会社、関西ブロードバンド株式会社
高知ケーブルテレビ株式会社、株式会社高知電子計算センター
四国情報管理センター株式会社、西日本電信電話株式会社
日本電気株式会社、株式会社日立製作所、南国市、高知県
- ・議 事
 - 1 平成25年度規約（案）について
 - 2 役員選任
 - 3 検討会のこれまでの取組みと成果
 - 4 今年度の活動方針及び活動スケジュールについて
 - 5 ICT利活用モデル提案書について
 - 6 番号制度について
 - 7 その他

第2回地域情報化事業導入検討会

- ・日 時：平成25年11月6日（水）15:00～16:55
- ・場 所：高知会館 3F 平安の間
- ・出席者：高知工科大学、株式会社STNet
カシオ計算機株式会社、関西ブロードバンド株式会社
高知ケーブルテレビ株式会社、高知電子計算センター
四国情報管理センター株式会社、西日本電信電話株式会社
富士通株式会社
総務省四国総合通信局、高知県
- ・議 事
 - 1 第1回地域情報化事業導入検討会の議事録の報告
 - 2 地域情報化事業導入検討会のこれまでの取組みについて
 - 3 県の取り組み
 - －1 高知県総合防災情報システムと公共情報コモンズの連携について
 - －2 高知県中山間地域等シェアオフィス利用推進事業
 - 4 四国総合通信局からの説明
 - －1 平成26年度総務省ICT関係概算要求
 - －2 四国ICT推進連絡会地域部会の活動状況
 - 5 その他

第3回地域情報化事業導入検討会

- ・日 時：平成26年2月5日（水）15:00～16:30
- ・場 所：高知県立県民文化ホール 4F 第6多目的室
- ・出席者：高知工科大学、株式会社インフォマティクス、株式会社STNet
カシオ計算機株式会社、関西ブロードバンド株式会社
高知ケーブルテレビ株式会社、株式会社高知電子計算センター
四国情報管理センター株式会社、西日本電信電話株式会社
日本電気株式会社
総務省四国総合通信局、高知県

・議 事

- 1 第2回地域情報化事業導入検討会の議事録の報告
- 2 地域情報化事業導入検討会のこれまでの取組みについて
- 3 四国総合通信局からの説明
平成26年度総務省ICT関係重点政策
- 4 平成26年度の国の関連機関の事業及び県の予算について
- 5 平成26年度の県の情報システムの調達について
- 6 地域情報化事業導入検討会の今後の活動について

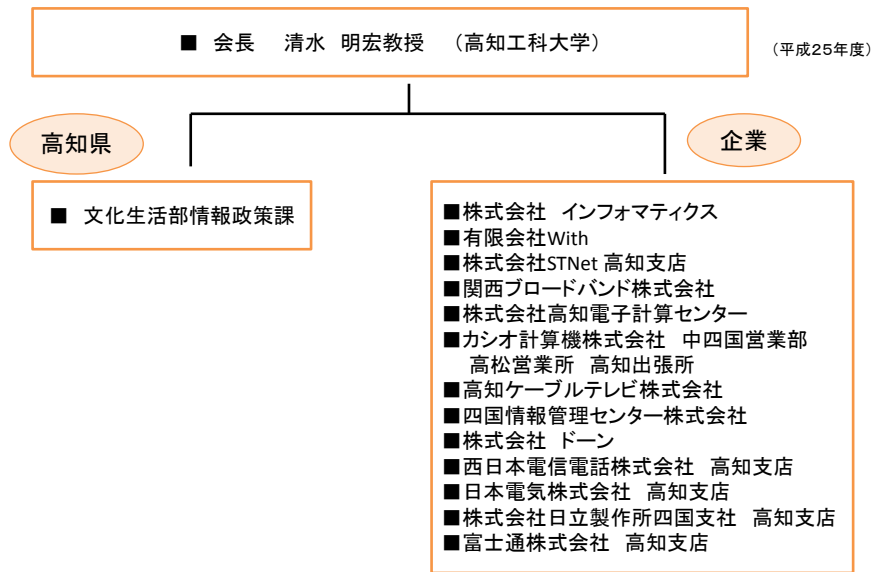
第4回地域情報化事業導入検討会（メール会議）

- ・日 時：平成26年3月17日（月）

・議 事

- 1 第3回地域情報化事業導入検討会 議事録の確認
- 2 平成25年度「地域情報化事業導入検討会」活動成果報告書について

2 体制図



3 地域情報化事業導入検討会規約

(名称)

第1条 本会は、地域情報化事業導入検討会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域が抱える課題解決につながる情報システム基盤の導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、第2条に定める目的を達成するための情報収集、関係者間の調整及び協議検討等を行う。

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、積極的に事業に取り組む意識を有する大学や行政機関、企業等を会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

2 会長は、会員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 役員任期は、本会が解散されるまでの期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は高知県文化生活部情報政策課に置く。

(会議)

第8条 本会の会議は、会長が招集する。

2 会議には必要に応じ、助言者の出席を求めることができる。

(設置期間等)

第9条 本会の設置期間は、平成25年3月31日までとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会員の協議により決定する。

附則

この規約は、平成25年7月2日より施行する。